

小規模保育施設開設事業者の募集概要

【募集の趣旨】

- ・増加する低年齢児の保育需要に対応し、待機児童を解消するため、保育需要の増加が見込まれる地域において、質の確保された小規模保育施設を設置・運営していただける事業者を広く公募します。

【事業の特色】

- ・利便性の高い場所等で整備可能であり、将来の変動する保育需要にも機動的に対応可能。
- ・駅周辺部等の保育所立地が困難な地域においても、ビル等の賃貸借により実施可能。

【質の確保に向けて】

- ・保育士のための配置となる小規模保育事業（A型）で実施予定。

募集の概要

- 1 事業内容 小規模保育事業（A型）
- 2 募集地域
 - ・草津駅周辺（草津駅を中心に半径1.5km程度）
 - ・南草津駅周辺（南草津駅を中心に半径1.5km程度）
 - ※ただし都市計画法および建築基準法に適合する場所
- 3 募集数 3箇所
- 4 定員規模 1箇所あたり定員19人
- 5 保育対象 0歳から2歳
- 6 応募資格 社会福祉法人およびその他の法人（設立予定者含む）
※その他の法人 …学校法人、特定非営利活動法人、日本赤十字社、公益社団（財団）法人、一般社団（財団）法人、株式会社、有限会社
- 7 施設 事業者が所有または賃借する物件
- 8 運営費 児童の年齢区分、保育必要量等に応じた地域型保育給付費を支弁
- 9 施設整備補助
 - ・改修費等について、国の定める補助基準額（A型）に対し、市が施設整備補助金（補助率7/8）を予算の範囲内で交付する（社会福祉法人以外の法人も当該補助金の対象とする）。
 - ・改修費等補助基準額（上限25,972千円）の7/8
- 10 開所時期 令和8年4月1日
- 11 その他
 - ・連携施設については、事業者が確保し、当該施設と契約するものとする。（ただし、応募時における連携施設の確定までは要しないものとする。）

スケジュール

令和7年 6月2日～7月31日	応募受付期間（土日祝日は除く）
9月	草津市社会福祉法人等審査会・選定
9月下旬～10月上旬	事業者決定
令和8年 4月1日	開設